

危険ブロック塀等撤去補助金

担当 建築住宅課

☎046(2552)7396
☎046(2553)5500

地震による倒壊の恐れのあるブロック塀（コンクリートブロック塀、石積塀、万年塀、門柱）などの撤去費用の一部を助成します。詳しくは担当へお問い合わせください。

●未着工の工事
●令和4年3月31日までに完了し、実績報告書の提出ができる工事

○補助額 ▼通学路Ⅱ撤去費用（税抜）の4分の3（上限15万円）▼通学路以外Ⅱ撤去費用（税抜）の2分の1（上限10万円）

○申請方法 市役所4階建築住宅課で配布する申請書、点検表（市ホームページからダウンロード可）、案内図、塀の位置・延長・高さを記入した図面、現況写真、撤去の見積書写しを直接担当へ

木造住宅無料耐震相談会

担当 建築住宅課

☎046(2552)7396
☎046(2553)5500

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震相談会を開催します。なお、市では建物の耐震診断に関する電話や訪問などによる個別勧誘を行っていません。

○持ち物 受付後に市が送付する書類、確認申請などの図面（略図可）、建物状況が分かる写真など

○とき 5月29日（土）午前9時30分～午後4時
※相談は約45分時間予約制（申込順）。
○JUN 青少年センター

マンション耐震診断事業補助制度

担当 建築住宅課

☎046(2552)7396
☎046(2553)5500

市では、地震に強いまちづくりを推進するため、マンションの耐震診断を行う管理組合に対し、耐震診断に要する費用の一部を補助します。詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

○対象建築物 次の全てに該当するもの
●市内のマンションである

●管理組合の集会において耐震診断の実施に関する決議を得ている
●耐震診断に関し、この補助金以外の交付決定を受けていない

○耐震診断を希望する方 耐震診断費の2分の1（上限5万円）

相談会参加者への補助

相談会に参加した方へ次の通り補助します。なお、住宅耐震改修をした場合には、所得税額の特別控除および固定資産税額の減額措置制度があります。

○改修計画書の作成を希望する方 改修計画書作成費用の2分の1（上限5万円）

○耐震改修工事を実施する方 現場立会い費用の2分の1（上限3万円）と耐震工事費用の2分の1（上限50万円）、一定の収入に満たない場合は20万円加算、市内施工者を利用した場合は20万円加算

○対象者 耐震診断を受けるマンションの管理組合

○補助金額 棟ごとに耐震診断に要する費用（消費税および地方消費税相当額を除く）の2分の1以内の額で、1件につき上限150万円（延べ床面積千平方メートル未満の場合は、1平方メートル当たり上限1500円）

※千円未満切り捨て。

◆注意事項 補助金の事前相談を行う前に耐震診断に着手した場合は、補助金の交付を受けられませんので必ず事前にご相談ください。

耐震診断の結果について、耐震判定委員会から適正であると評価を受けなければなりません。

○対象 座間市に住民登録のある人が所有・居住する住宅（共同住宅は専有部分、併用住宅は住宅部分）で、次の全てに該当するもの

指定管理者の募集

担当 市民協働課

☎046(2552)7966
☎046(2553)5500

①座間市立市民交流プラザ（プラつとぎま）および②座間市営さがみ野自転車駐車を効果・効率的に管理する指定管理者を募集します。詳しくは4月26日（月）から市役所3階市民協働課などで配布する募集要項をご覧ください。お問い合わせください。

多世代の市民交流を目的とした施設で、多目的ラウンジや打合せ室の他、コミュニティカフェが併設された施設です。

市営さがみ野自転車駐車場 自転車などの利用者の利便および放置自転車などの

住宅リフォーム補助

担当 建築住宅課

☎046(2552)7396
☎046(2553)5500

地域経済の活性化と居住環境の向上を目的として、住宅リフォーム補助を実施します。詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

○補助金額 5万円（一棟につき1回限り）

○募集件数 51件（多数抽選）

○対象 座間市に住民登録のある人が所有・居住する住宅（共同住宅は専有部分、併用住宅は住宅部分）で、次の全てに該当するもの

リフォーム内容

浴室・キッチン・洗面室・トイレのリフォーム	対象
換気・電気・ガス・給排水衛生設備工事	
オール電化住宅工事	
屋根のふき替え・塗装・防水工事	
外壁の張り替え・塗装工事	
部屋の間仕切りの変更工事	
床・壁・窓・天井・屋根の断熱改修工事	
床・内壁・天井材の張り替えや塗装などの内装工事	
ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取り替え（表替え、裏返し含む）	
雨どいなどの取り替え・修理	
建具や開口部の取り替え・新設工事	
造り付け収納家具工事（造作大工工事が伴うもの）	
他の対象工事と併せて行うLED照明に関する節電工事	
バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差解消など）	
耐震改修工事（屋根の軽量化、壁・基礎補強など）	
スマートハウス関連設備工事	
防音工事（天井・壁・サッシの改修など）	
門扉、塀（フェンスなど）、ブロック塀改修	
床面積が変更となる工事（増・改・減築）	
外周関係（外構など）の工事	
電化製品（エアコン、照明・暖房器具など）、給湯器などの購入費用	対象外
消火器の購入費用	
ハウスクリーニング	
公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	
害虫駆除	

1階市民情報コーナーなどで配布する申込書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を明記し、4月26日（月）～5月28日（金）に〒252-8566（座間市役所市民協働課宛）に郵送（必着）または直接担当へ。

共通事項

◆指定期間

令和4年4月1日～令和4年3月31日（60カ月）

◆申込方法

市役所3階市民協働課・